

事 務 連 絡
平成25年4月26日

都道府県労働局労働基準部
労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
労 災 保 険 審 理 室 長 補 佐

審査請求事案の迅速・適正な処理について

標記については、平成25年2月26日付け基労発0226第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」により、審査請求受理後6か月以上経過した長期未決事案の更なる減少に努めることを指示されているところですが、いまだに受理後1年を超える長期未決事案が少なからず認められる状況にあります。

このため、本年度においては、当室から各局に対し、長期未決事案の解消及び発生防止を図るための支援を個別に実施していく予定としています。

については、受理後9か月を超える長期未決事案を有する労働局は、別添の「9か月超事案一覧表」に当該事案を四半期ごとに取りまとめ、翌四半期の初月10日までに下記担当者あてメールで報告するようお願いします。

なお、東京・愛知・大阪の各労働局については、既に同様の報告をお願いしていることから、本事務連絡による報告は不要とします。

また、上記支援の具体的な実施については、報告内容を踏まえ、対象とする労働局に対し別途ご連絡します。

担当者 労災保険審理室審査第一係長 熊谷 尚正
メールアドレス XXXXXXXXXX